

## 第8 内装制限

令第11条第2項（屋内消火栓設備に関する基準）並びに規則第6条第2項（大型消火器以外の消火器具の設置）、第12条の2第1項第1号ロ、同項第2号ロ及び同条第3項第4号（スプリンクラー設備を設置することを要しない構造）、第13条第1項第1号ロ、同項第1号の2ロ及び同条第2項第1号イ（スプリンクラー設備を設置することを要しない階の部分等）、第13条の5第7項第1号（ラック式倉庫等に設けるスプリンクラーヘッド等）、第13条の6第1項第2号、同項第4号、同条第2項第2号及び同項第4号（スプリンクラー設備の水源の水量等）、第14条第1項第11号の2（スプリンクラー設備に関する基準の細目）、第26条第5項第1号ニ（避難器具の設置個数の減免）、第28条の2第1項第4号ロ、同項第4号の2ロ、同条第2項第3号ロ及び同項第3号の2ロ（誘導灯及び誘導標識を設置することを要しない防火対象物又はその部分）並びに第30条の3第1号イ（連結散水設備に関する基準の細目）に規定する壁及び天井の室内に面する部分の仕上げの取扱いは、次によること。

- 1 建築基準法令における内装制限は、壁のうち床面からの高さが1.2m以下の部分が除かれているが、消防法令上にあつては、床面から内装制限の対象となること。  
ただし、30cm未満の幅木は含まれないものであること。
- 2 「室内に面する部分」とは、建基法第2条第4号に規定する居室及び風呂、便所、洗面所、駐車場、機械室、倉庫その他これらに相当する室並びに廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分をいう。すなわち、屋内の全ての部分をいうものであること。  
ただし、押し入れ等収納のために人が出入りする形態を有しない収納庫内並びにユニットタイプの浴室内の壁及び天井については、この限りでない。
- 3 鴨居、柱、はり、天井のさお縁等の木材が露出する部分、壁又は天井の照明器具のカバー等の部分で、当該部分の室内に面する面積（見付面積）が当該部分が存する面の面積の10分の1以下のもの及び壁又は天井面に装飾用として設けた小規模の角材等（格子天井、よしず天井その他これらに類する天井の一部を構成しているものを除く。）にあつては、内装制限の対象としないことができる。
- 4 天井まで達しない間仕切壁で、次に掲げるものは、内装制限の対象として取り扱うこと。
  - ア 床に固定又は固定はされていないが、常時同一の場所に置かれ、かつ、容易に移動することができないもの
  - イ 床面からの高さが2m以上で、用途の形態により、別空間となるよう設けられた室を形成するもの
- 5 容易に取り外しできないよう木材その他の可燃材料を用いた棚を壁全面に取り付けた部分は、当該部分も内装制限の対象となること。